

富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書

意見書の概要

意見書番号	意見内容
1	<p>新東名高速道路北側側道は廃棄物運搬車両の主要走行ルートとされているが、このルート上において、中村橋から今宮バイパス交差点までの間は、幅員も狭く、見通しの悪い箇所もあり、歩道も設置されていない。</p> <p>この側道は最近富士宮から富士南東への通勤車両の抜け道となっており、重ねて神戸小学校の通学路とも交差している為、児童の交通災害からも非常に危険な区域となっている。</p> <p>このことから、経路見直し等も含めて交通安全対策を要望する。</p>
2	<p>地元住民として最も関心が高い大気質の項ほかにおいて、今後、作成される予定の環境影響評価書の内容をさらに充実するためにもう少し分かり易い説明と丁寧なデータ表示が必要と思われる事項、ならびに、設備仕様の検討および設備稼働後における懸念事項は以下の通り（1～10）である。</p> <p>1. 準備書 5.1-7 における記述 南風、北風における大気安定度の違いについて、その理由を補足説明として注記しておくべき。</p> <p>2. 準備書 5.1-17 における記述 実測値から求めた「べき指数」はばらついており、予測評価にはEPAの「べき指数」が採用されている。 実測値から求めた「べき指数」は、EPAの「べき指数」より総じて大きな値となっている。EPAの「べき指数」を採用しても過小評価になっていない説明が必要と考える。</p> <p>3. 準備書 5.1-47 における記述 排出源の位置として、面煙源とした理由を注記しておくべき。</p> <p>4. 準備書 5.1-48 における記述 風速の観測位置が10mとなっている理由を注記しておくべき。 地表状態を郊外と設定している。障害物のない平坦地と比較して過小評価になっていない説明を注記しておくべき。</p> <p>5. 準備書 5.1-83, 84 における記述 「突き抜けの判定のための有効煙突高」と「本ケースでの有効煙突高」に関する解説を注記しておくべき。 表 5.1.2-25 において、逆転層発生状態（大気安定度 A, B）が継続する延べ時間／年間の値を試算した結果と補足説明を書き加えるべき。</p> <p>6. 準備書 5.1-94 の記述 6-1. 表 5.1.3-7 および表 5.1.3-8 において、環境保全目標値が設定されている対象物質のみが示されているが、準備書で評価した排出物質（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオキシン類）については、目標値が設定されていない場合でも参考値として併記するべき。これらの排出物質に係わる環境保全目標値の設定状況が分かりやすくなる。</p>

意見書番号	意見内容
2	<p>6-2.</p> <p>表 5. 1. 3-8 において、塩化水素の値は、一般的な気象条件下と逆転層発生時において、バックグラウンド濃度よりも寄与濃度の方がかなり高い値を示している。さらに逆転層発生時には環境保全目標値に近い値となっている。排ガス処理方式が乾式であることを考慮すれば、施設稼働時、塩化水素の運転管理目標値の設定に余裕がなくなることが懸念される。塩化水素除去の乾式システムの詳細仕様と運転管理には十分な検討が必要であろう。</p> <p>6-3.</p> <p>前項に関して、施設整備基本計画の 22 ページ (図 2-7) に、塩化水素の着地濃度と法規制値が示されており、両者の値には大きな差がある。この結果から、排ガス処理は乾式でも全く問題がないと説明されている。</p> <p>準備書と施設整備基本計画は、比較する規制値 (目標値) と計算方法が異なっている。塩化水素を含め他の主要排出物質について、設備の仕様、運転管理目標値の設定などを検討する際、注意すべき問題がないかを、再度、精査しておくことが必要と考える。</p> <p>6-4.</p> <p>浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は既に環境保全目標値に近い。予防的観点から、設備仕様を決定する前に PM2.5 に関する何らかの環境影響評価を試験的に行うこと、少なくとも事後評価が可能なデータを設備稼働前に採取しておくことを提案する。</p> <p>7. 準備書 5. 1-100 の記述</p> <p>気象条件として、逆転層発生時についても検証しておく必要がないか。必要が無いと判断する場合はその理由を示すべき。</p> <p>8. 準備書 5. 11-62、5. 12-24、5. 13-51、6-2、6-3 の記述</p> <p>動物、植物および生態系に対する予測評価結果において、モリアオガエル、オオタカ、エビネに対する影響が懸念されているが、環境保全措置によって保全可能との評価である。エビネとオオタカについては、工事中の調査は計画されているが、(準備書 6-2)、これら 3 種は設備稼働後の事後調査計画の対象になっていない (準備書 6-3)。これら 3 種を対象とするべきと考えるが、対象としない場合はその説明が必要である。</p> <p>9. 準備書 6-5 の記述</p> <p>設備稼働後に監視する大気質の種類が表 6. 2-1 に示されている。しかし、留意すべき大気質として、準備書 2-55 (表 2. 3. 1-1) に示された大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2. 3. 1-3) に示された廃棄物焼却炉に対するダイオキシン規制、施設整備基本計画 (17 ページ) に示された排ガス自主規制に係る大気質などがある。監視すべき大気質を表 6. 2-1 とした理由は何か。少なくとも、準備書 5. 1-88 の「焼却設備の稼働による影響」記載内容と整合させる必要がある。</p> <p>表 6. 2-1 が何らかの法規制に基づく大気質である場合でも、富士市としては、表 6. 2-1 のほかに、地元の意見を踏まえて監視すべき大気質を自主的に追加する必要がある。</p> <p>10. 準備書 1-17 (図 1. 3. 4-6) の記述</p> <p>青葉台小以南の運行経路が不明である。吉原市街地から北上する収集車の多くが、運搬距離が短くなる一色貝沢 1 号線を利用 (青葉台南と荻の原地区を通過) する場合は、道路の部分的拡幅、S 字カーブの改良などが必要となる。</p>

意見書番号	意見内容
3	<p>調査地点に関して</p> <p>調査地点が焼却場周辺に限定され、非常に少なく、合理的な説明もない。</p> <p>焼却場の排出ガス・焼却灰・排水等に含まれる有害物質の影響は全市民に及ぶので、さらに広範囲のデータに基づく評価をお願いしたい。</p> <p>また富士市は製紙工場を中心として発展してきた経緯があり、市内の大気汚染につながっている。焼却場の影響調査をするならば、現在の焼却場の影響と他の排出ガス等の影響を切り分け、データの公表をお願いしたい。</p> <p>市民への周知不足について</p> <p>本年 2/7 と 2/8 に行われた説明会の一般市民（役員を除く）の出席者は、それぞれ 3～6 名と聞いている。</p> <p>また縦覧期間として本年 2/5～3/5 まで、3 ヶ所で行われたようだが、縦覧場所が 3 ヶ所ではまったく不足している。</p> <p>この一連の手法で市民の意見を反映できると考える根拠を示す必要がある。</p> <p>また、周知不足を認識するならば、再度周知を徹底した上で手続きを再度実施すべき。</p> <p>健康被害について</p> <p>住民にとって最も重要な事柄は、健康被害の有無についてである。今回の大気質調査結果にはその点のデータが示されておらず、評価できない。</p> <p>大気汚染に関連すると思われる疾患、喘息・アトピー性皮膚炎・目の疾患・耳鼻咽喉系疾患が、静岡平均に比べ 2～4 倍の数値になっている点は、富士市の大気汚染が無関係とは考えづらい状況である。</p>
4	<p>1.</p> <p>事業予定地周辺の窪地では、地形の影響によって弱い渦が発生し、緩衝緑地では地表面に近い高さで北側に向かう流れが生じているとの予測であるが、この流れは農作物のみならず周辺の民家への影響が懸念される。</p> <p>一点の条件のみでは十分な実情の把握が困難と思われるので、風速、気温等を変数に次の項目の定量的な調査を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渦の大きさ、流速 ・施設建設高さ等と局地的な風の流れの関連 ・風速・風向の変動による渦、流れの変化 <p>2.</p> <p>東日本大震災以降地震規模の見直しが行われ、南海トラフ地震では従来の想定 M8 をはるかに超える M9 クラスも予測されている。</p> <p>焼却炉・排ガス処理設備等の損傷、想定外の爆発など事故時の近隣環境への影響を十分に検討してほしい。</p>

意見書番号	意見内容
4	<p>3.</p> <p>柏市、東京等では平坦地にごみ焼却炉が建設され、煙突高さは100m～150mであるが、糞窪は傾斜地であるにも拘わらず、煙突高さが59mで設計されているため、既存の稼働炉に比べて近隣地区の排出ガスの被害ははるかに大きい。</p> <p>航空法の規制、局地風の発生、地震事故時等の被害が懸念される民家に近い糞窪はごみ焼却炉の建設に適しているとはいえない。</p> <p>富士市はこれらの懸念のない民家から充分離れた地域に恵まれているので、事業予定地の再考をしてほしい。</p>
5	<p>植物への影響評価データについて公表願う。</p> <p>現焼却場の半径500メートル、1000メートルについて農作物の有害物質濃度及び500メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。</p> <p>その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。</p>
6	<p>環境アセスメントで立体的な大気汚染、風の動きについて調査をお願いしたい。</p> <p>現在新東名高速道路側道の交通量はすごく、新東名高速道路の交通量も増えた。これにパッカー車や事業者の車など、交通量が増えた時の大気汚染が心配である。</p>
7	<p>巨大地震を考えれば爆発すれば危険な物を民家の近くに置いてはいけない。</p> <p>現在の予定地の中でも廃棄物埋立地の上にリサイクルセンター、管理棟、計量棟、駐車場が計画され、焼却施設本体も盛土の上に計画されている。</p> <p>排出ガス対策は6項目しかなく、他の毒ガスは無視されている。</p>
8	<p>平成14年に焼却炉はなるべく遠くへ造り、排出ガスは薄められた形にして拡散させる事が究極の選択であろうという事を述べたが、今も全く同じ気持ちである。</p> <p>糞窪は地形が滝ツボのような所で、排出ガス中の空気より重い物は低い所に溜り、風の流れで下方へ送られる。</p> <p>思い切って建設予定地を変えるべき。</p> <p>平成21年には微小粒子状物質、PM2.5に係る環境基準が告示された。今の単なる量的規制のみの段階から今後は各物質ごとの規制値が出されるはずとの専門家の解説と共に、はっきりと焼却炉が問題であるとの論調もよく目にするようになった。</p> <p>炉を3基造るのになぜ平成30年までかかるのか。市の土地を使うつもりで今すぐ取りかかれれば平成28年くらいには稼働できるのではないかと。</p>

富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価
準備書についての意見の概要とそれに対する事業者の見解

平成25年4月

富士市

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者の見解	1
1.1 住民等の意見の概要と事業者の見解	1

第1章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者の見解

1.1 住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第19の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を平成25年2月5日に告示し、1ヶ月間（平成25年2月5日から平成25年3月5日まで）縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第21条の規定に基づき、平成25年2月5日から平成25年3月19日までを意見書の提出期間とし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を求めた結果、表1-1に示すとおり意見書が提出された。

住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解を表1-2に示す。

表1-1 意見書の件数

項目	件数
住民等の意見書	8

表 1-2(1) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
1	<p>新東名高速道路北側側道は廃棄物運搬車両の主要走行ルートとされているが、このルート上において、中村橋から今宮バイパス交差点までの間は、幅員も狭く、見通しの悪い箇所もあり、歩道も設置されていない。</p> <p>この側道は最近富士宮から富士南東への通勤車両の抜け道となっており、重ねて神戸小学校の通学路とも交差している為、児童の交通災害からも非常に危険な区域となっている。</p> <p>このことから、経路見直し等も含めて交通安全対策を要望する。</p>	<p>今後のごみの収集・運搬計画において、通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中することのないように搬入時間の分散化に努め、運転手に対しては交通ルール、運転マナーの遵守等による安全運転の徹底を図ります。</p> <p>また、整備を進めている一色小沢3号線を将来的に運行経路として利用することなど、搬入ルートの分散化に努めます。</p>
2	<p>地元住民として最も関心が高い大気質の項ほかにおいて、今後、作成される予定の環境影響評価書の内容をさらに充実するためにもう少し分かり易い説明と丁寧なデータ表示が必要と思われる事項、ならびに、設備仕様の検討および設備稼働後における懸念事項は以下の通り（1～10）である。</p> <p>1. 準備書 5.1-7 における記述</p> <p>南風、北風における大気安定度の違いについて、その理由を補足説明として注記しておくべき。</p>	<p>南風、北風における大気安定度の違いは、海陸風と昼間と夜間の出現大気安定度の違いによるものと考えられます。</p> <p>環境影響評価書（以下「評価書」といいます。）には、その理由を補足説明として注記します。</p>
	<p>2. 準備書 5.1-17 における記述</p> <p>実測値から求めた「べき指数」はばらついており、予測評価にはEPAの「べき指数」が採用されている。</p> <p>実測値から求めた「べき指数」は、EPAの「べき指数」より総じて大きな値となっている。EPAの「べき指数」を採用しても過小評価になっていない説明が必要と考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、実測値から求めた「べき指数」は、EPAの「べき指数」より総じて大きな値となっています。</p> <p>「べき指数」が大きくなりますと、煙突高さでの風速が大きくなり、結果として予測値が小さくなりますので、EPAの「べき指数」を採用しても過小評価にならないと考えます。</p> <p>評価書には、この点についての説明を記載します。</p>

表 1-2(2) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>3. 準備書 5.1-47 における記述</p> <p>排出源の位置として、面煙源とした理由を注記しておくべき。</p>	<p>工事中において面煙源を採用したのは、複数台の建設機械が工事範囲を移動するためです。</p> <p>評価書には、この点についての理由を注記します。</p>
	<p>4. 準備書 5.1-48 における記述</p> <p>風速の観測位置が 10m となっている理由を注記しておくべき。</p> <p>地表状態を郊外と設定している。障害物のない平坦地と比較して過小評価になっていない説明を注記しておくべき。</p>	<p>事前調査における風速の観測高さは、地上気象観測において最も広く取り扱われている「地上気象観測指針(2002年気象庁)」にしたがい 10m としました。</p> <p>建設機械の稼働による大気の影響を予測するに際して、地表状態を「郊外」と設定していますが、「障害物のない平坦地」と比較しますと、排出源高さでの風速が小さくなり、結果として予測値が大きくなりますので、「郊外」と設定しても過小評価になっていないと考えます。</p> <p>評価書には、この点についての説明を注記します。</p>
	<p>5. 準備書 5.1-83, 84 における記述</p> <p>「突き抜けの判定のための有効煙突高」と「本ケースでの有効煙突高」に関する解説を注記しておくべき。</p> <p>表 5.1.2-25 において、逆転層発生状態(大気安定度 A, B)が継続する延べ時間/年間の値を試算した結果と補足説明を書き加えるべき。</p>	<p>「突き抜けの判定のための有効煙突高」とは、排出ガスの煙流の浮力により、逆転層を突き抜けるか否か判定するために計算する有効煙突高さのことをいいます。</p> <p>また、「本ケースでの有効煙突高」とは、代表例としてあげた接地逆転、上空逆転が形成されたときの気象条件での計画施設における有効煙突高を示します。</p> <p>なお、評価書には、この点についても説明を注記するとともに、表 5.1.2-25 において、逆転層発生状態(大気安定度 A, B)の出現率について補足説明を書き加えます。</p>

表 1-2(3) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>6. 準備書 5.1-94 の記述</p> <p>6-1. 表 5.1.3-7 および表 5.1.3-8 において、環境保全目標値が設定されている対象物質のみが示されているが、準備書で評価した排出物質（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオキシン類）については、目標値が設定されていない場合でも参考値として併記すべき。これらの排出物質に係わる環境保全目標値の設定状況が分かりやすくなる。</p> <p>6-2.</p> <p>表 5.1.3-8 において、塩化水素の値は、一般的な気象条件下と逆転層発生時において、バックグラウンド濃度よりも寄与濃度の方がかなり高い値を示している。さらに逆転層発生時には環境保全目標値に近い値となっている。排ガス処理方式が乾式であることを考慮すれば、施設稼働時、塩化水素の運転管理目標値の設定に余裕がなくなることが懸念される。塩化水素除去の乾式システムの詳細仕様と運転管理には十分な検討が必要であろう。</p> <p>6-3.</p> <p>前項に関して、施設整備基本計画の 22 ページ（図 2-7）に、塩化水素の着地濃度と法規制値が示されており、両者の値には大きな差がある。この結果から、排ガス処理は乾式でも全く問題がないと説明されている。</p> <p>準備書と施設整備基本計画は、比較する規制値（目標値）と計算方法が異なっている。塩化水素を含め他の主要排出物質について、設備の仕様、運転管理目標値の設定などを検討する際、注意すべき問題がないかを、再度、精査しておくことが必要と考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、評価書には表 5.1.3-7 及び表 5.1.3-8 において、予測を行った排出物質については環境保全目標値が設定されていない場合でも参考値として併記します。</p> <p>本市は、計画施設の発注の際に用いる発注仕様書において、求める性能を明らかにするとともに、プラントメーカーの技術提案を審査、評価し、採用を検討します。</p> <p>有害ガス除去装置についても、本市はその性能を明らかにして発注します。また、工事の完了時には性能試験を実施し、要求した性能を満足していることを確認します。</p> <p>なお、運転管理においては、有害ガス除去装置の機能維持のための適切な維持管理に努めるとともに、塩化水素濃度については常時監視を行います。</p> <p>施設整備基本計画では環境影響評価の前段階において、排出ガス対策、自主規制値設定のために簡易的に着地濃度を求めました。</p> <p>準備書では、これをもとにメーカーヒヤリング等を実施したうえで、排出ガス量、排出ガス温度等の排出諸元を設定し、拡散計算を行っています。また、塩化水素の目標値は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号）に示されている目標環境濃度を参考に設定しています。</p> <p>設備の仕様、運転管理目標値の設定などの精査は、発注仕様書における有害ガス除去装置を含む排ガス処理設備等の性能を明確化する際に行い、さらに性能試験による要求性能の確認、施設稼働時の適切な維持・管理に努めます。</p>

表 1-2(4) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>6-4.</p> <p>浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は既に環境保全目標値に近い。予防的観点から、設備仕様を決定する前にPM2.5に関する何らかの環境影響評価を試験的に行うこと、少なくとも事後評価が可能なデータを設備稼働前に採取しておくことを提案する。</p>	<p>PM2.5の発生源は大陸からの移動によるものや、厨房・家庭台所における調理などからも排出されていることがわかっており、広域的な監視が必要なものと考えます。</p> <p>また、ごみ焼却施設から排出されるPM2.5について、煙突から排出された後に外気により冷されて凝縮する粒子（凝縮性ダスト）が発生することがわかっていますが、凝縮性ダストの生成機構については未解明です。</p> <p>以上から、環境影響評価の実施は現時点において不可能なものと考えます。</p> <p>本市内では、広域的な監視のために救急医療センターで常時監視が行われていますので、この濃度推移を注視していきます。</p> <p>また、国の動向についても注視していきます。</p>
	<p>7. 準備書 5.1-100 の記述</p> <p>気象条件として、逆転層発生時についても検証しておく必要がないか。必要が無いと判断する場合はその理由を示すべき。</p>	<p>局地排煙拡散シミュレーションで行った気流の運動、温度、汚染物質の濃度計算で用いた移流拡散方程式などには、プルームモデルのように逆転層発生時における計算手法は示されておりません。</p> <p>そこで、発生源条件（排出ガス温度、煙突口径）、逆転層高さでの気温の設定変更などによって、排出ガスが逆転層高さ以上に上昇しないように計算する方法も考えられますが、煙突口径を非常に大きくする必要があるので現実的ではなく、再現性には問題があります。</p> <p>このような理由で、局地排煙拡散シミュレーションによる逆転層発生時の予測は行っておりません。</p>

表 1-2(5) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>8. 準備書 5.11-62、5.12-24、5.13-51、6-2、6-3 の記述</p> <p>動物、植物および生態系に対する予測評価結果において、モリアオガエル、オオタカ、エビネに対する影響が懸念されているが、環境保全措置によって保全可能との評価である。エビネとオオタカについては、工事中の調査は計画されているが、（準備書 6-2）、これら 3 種は設備稼働後の事後調査計画の対象になっていない（準備書 6-3）。これら 3 種を対象とするべきと考えるが、対象としない場合はその説明が必要である。</p>	<p>モリアオガエルに対しては水場を設置することにより、産卵環境を新たに創出します。</p> <p>水場には、植生ロール・植生護岸（ヒメガマ、カサスゲ等）により水深10～20cm程度の浅場を設け、その周囲にチガヤ草地等を配します。また、池の水面には枝がせり出すように林（ヤナギ類、ハンノキ等）を配置し、モリアオガエルの産卵状況を確認することとします。</p> <p>オオタカについて、今回確認された営巣木は事業予定地から相当の距離を隔てた場所にあります。また、周辺には類似の環境を多く確認しています。</p> <p>施設の供用時には、餌資源としての鳥類群集の保全を目的として、緩衝緑地を設けることにより、鳥類の生息環境を創出します。</p> <p>ただし、工事中には騒音によるオオタカの繁殖活動に影響を及ぼす懸念がありますので、モニタリング調査を実施し、繁殖行動を把握しながら工事を進めるものとしています。</p> <p>エビネについて、工事着手前に移植する個体は、その後の生育を確認するため、工事中にモニタリング調査を計画しています。なお、工事完了後に再度移植する可能性があることから、この場合においては工事中と同様のモニタリング調査を実施します。</p>

表 1-2(6) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>9. 準備書 6-5 の記述</p> <p>設備稼働後に監視する大気質の種類が表 6.2-1 に示されている。しかし、留意すべき大気質として、準備書 2-55 (表 2.3.1-1) に示された大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2.3.1-3) に示された廃棄物焼却炉に対するダイオキシン規制、施設整備基本計画 (17 ページ) に示された排ガス自主規制に係る大気質などがある。監視すべき大気質を表 6.2-1 とした理由は何か。少なくとも、準備書 5.1-88 の「焼却設備の稼働による影響」記載内容と整合させる必要がある。</p> <p>表 6.2-1 が何らかの法規制に基づく大気質である場合でも、富士市としては、表 6.2-1 のほかに、地元の意見を踏まえて監視すべき大気質を自主的に追加する必要がある。</p>	<p>表 6.2-1 に示しましたのは、予測・評価の対象とはしていない項目ですが、施設の供用時には監視することが望ましいと考える項目について、事後調査とは別に環境監視計画と位置づけて計画したものです。</p> <p>大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2.3.1-3) での廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類規制、施設整備基本計画 (17 ページ) に示された排出ガス自主規制に係る大気質などは事後調査として取り扱っています。</p> <p>事後調査は、工事の実施時、施設の供用時に区分し、さらに発生源調査と環境調査にも区別して計画しています (準備書 p6-1～6-4)。</p> <p>今後の事後調査計画、環境監視計画につきましては、地元の皆様のご意見をうかがいながら、その内容を詰めていきたいと考えています。</p>
	<p>10. 準備書 1-17 (図 1.3.4-6) の記述</p> <p>青葉台小以南の運行経路が不明である。吉原市街地から北上する収集車の多くが、運搬距離が短くなる一色貝沢 1 号線を利用 (青葉台南と荻の原地区を通過) する場合は、道路の部分的拡幅、S 字カーブの改良などが必要となる。</p>	<p>本市では、市域の交通の円滑化及び歩行者の安全確保等を目的とした道路改良を進めており、一色貝沢 1 号線についても、部分的拡幅等、危険箇所の解消に向けて取り組んでいます。</p> <p>また、本事業の実施に際しましては、廃棄物運搬車両の運転手に対して交通ルール、運転マナーの遵守等により安全運転の徹底を図ることとし、今後のごみの収集・運搬計画において、吉原市街地においてごみを収集した廃棄物運搬車両が特定の道路に集中することがないように、搬入ルート分散化に努めます。</p>

表 1-2(7) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
3	<p>調査地点に関して</p> <p>調査地点が焼却場周辺に限定され、非常に少なく、合理的な説明もない。</p> <p>焼却場の排出ガス・焼却灰・排水等に含まれる有害物質の影響は全市民に及ぶので、さらに広範囲のデータに基づく評価をお願いしたい。</p> <p>また富士市は製紙工場を中心として発展してきた経緯があり、市内の大気汚染につながっている。焼却場の影響調査をするならば、現在の焼却場の影響と他の排出ガス等の影響を切り分け、データの公表をお願いしたい。</p>	<p>調査地点については、事業予定地及び周辺を代表する地点として選定しています。大気中のダイオキシン類につきましては、より詳細に環境への影響を調査するため、12地点を追加しました。</p> <p>排出ガスにつきまして、計画施設の稼働による年平均濃度の予測結果によれば、最大着地濃度出現地点は計画施設の北約600mの地点に出現していますので、事業予定地から約500～2,000mの距離に選定した調査地点は妥当と考えます。</p> <p>焼却灰（主灰）につきましては、外部の資源化施設にてセメント原料等へ再利用し、プラント排水は適正処理後に下水道放流（一部は再利用を図る）とします。</p> <p>現環境クリーンセンターの影響について検討した結果、大久保町におけるダイオキシン類の年平均寄与濃度は 0.00214pg-TEQ/m³ で、現況濃度 0.015 pg-TEQ/m³ に比べ小さなものでありました。したがって、現環境クリーンセンターの影響と他の排出ガス等の影響は区別しておりません。</p> <p>なお、大久保町における計画施設の影響についての予測結果は、ダイオキシン類の年平均寄与濃度 0.00003pg-TEQ/m³ で、現況濃度 0.015 pg-TEQ/m³ に付加した将来濃度は 0.01503 pg-TEQ/m³ と予測しています。</p> <p>また、計画施設の稼働により、これまでの現環境クリーンセンターの大気環境に与える負荷は、約 58～99%削減されるものと予測しています。</p>

表 1-2(8) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
3	<p>市民への周知不足について</p> <p>本年 2/7 と 2/8 に行われた説明会の一般市民（役員を除く）の出席者は、それぞれ 3～6 名と聞いている。</p> <p>また縦覧期間として本年 2/5～3/5 まで、3ヶ所で行われたようだが、縦覧場所が 3ヶ所ではまったく不足している。</p> <p>この一連の手法で市民の意見を反映できると考える根拠を示す必要がある。</p> <p>また、周知不足を認識するならば、再度周知を徹底した上で手続きを再度実施するべき。</p>	<p>静岡県環境影響評価条例に基づき、1ヵ月間3箇所（富士市役所、青葉台まちづくりセンター、大淵まちづくりセンター）で、準備書の縦覧を行い、条例に基づく説明会を開催しました。</p> <p>また、準備書の縦覧、説明会の開催、意見書の提出について、以下の方法で市民の皆様への周知に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙への掲載 広報ふじ（平成25年1月20日号）へ掲載しました。 ・新聞紙への掲載 報道機関への情報提供により、環境影響評価の手続きについて数紙で掲載されました。 ・公告の掲示 縦覧、説明会の開催、意見書の提出についての公告を富士市役所掲示場に掲示しました。 ・ウェブサイトへの掲載 富士市ウェブサイトで平成 25 年 2 月 5 日から準備書、準備書要約書、準備書の要旨をまとめた「あらまし」を掲載するとともに、縦覧期間、説明会の開催日時、意見提出期間についてお知らせしました。 <p>この他にも、準備書の内容を理解していただき、より多くのご意見を得るため、「あらまし」を青葉台地区、大淵地区内で回覧しました。</p> <p>評価書の公告・縦覧に当たっても、報道機関への情報提供、広報紙への掲載、富士市ウェブサイトへの掲載など、市民の皆様への周知に努めます。</p>

表 1-2(9) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
3	<p>健康被害について</p> <p>住民にとって最も重要な事柄は、健康被害の有無についてである。今回の大気質調査結果にはその点のデータが示されておらず、評価できない。</p> <p>大気汚染に関連すると思われる疾患、喘息・アトピー性皮膚炎・目の疾患・耳鼻咽喉系疾患が、静岡平均に比べ2～4倍の数値になっている点は、富士市の大気汚染が無関係とは考えづらい状況である。</p>	<p>県と本市は市内の測定局において大気汚染の常時監視を行っており、平成23年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定結果は環境基準を下回っています。</p> <p>また、上記の物質について、県内他市の測定結果と比較しても、大きな違いはありません。</p> <p>新環境クリーンセンターでは、国・県の法令・条例を遵守することはもとより、さらなる安全と安心を確保するため、国の基準より厳しい自主規制値を設定し、環境への影響を最小限に留める計画です。</p> <p>このことにより、計画施設の稼働により、これまでの現環境クリーンセンターの大気環境に与える負荷は、約58～99%削減されるものと予測され、計画施設の稼働が本市における大気環境の負荷の低減に寄与するものと考えます。</p> <p>また、焼却施設の稼働による年平均濃度の予測結果は、環境保全目標（環境基準等）を下回っており、周辺住民の皆様の日常生活に支障を生ずることはないと考えます。</p>

表 1-2(10) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
4	<p>1.</p> <p>事業予定地周辺の窪地では、地形の影響によって弱い渦が発生し、緩衝緑地では地表面に近い高さで北側に向かう流れが生じているとの予測であるが、この流れは農作物のみならず周辺の民家への影響が懸念される。</p> <p>一点の条件のみでは十分な実情の把握が困難と思われるので、風速、気温等を変数に次の項目の定量的な調査を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渦の大きさ、流速 ・施設建設高さ等と局地的な風の流れの関連 ・風速・風向の変動による渦、流れの変化 	<p>平成 23 年 2 月に、18 日間にわたって事業予定地北西側、新東名高速道路側道沿（糶窪水源地）、一色 7 組（山ノ川広場）の 3 地点で気温調査を実施しました。</p> <p>その結果、新東名高速道路側道沿（糶窪水源地）での期間中の最低気温は他の 2 地点に比べ 2℃程度低くなっており、新東名高速道路の盛土の影響と考えられます。</p> <p>今回の予測において、窪地で弱い渦が発生していますが、この点についても新東名高速道路の盛土の存在が考えられます。</p> <p>北から吹いた風は、新東名高速道路の盛土の直前で盛土を超える風と反転しようとする風に分かれます。ここで地表面に近い高さでの風速はゼロに近いため、冷気が滞り、最低気温が他の地点に比べ低くなっているものとみられます。また、窪地を流れる反転した風は、徐々に風速が大きくなりますが、緩衝緑地に至った場合においても風速 0.5m/s 未満となっています。</p> <p>本事業の実施に際しましては、その他の局地的な風の流れを発生させないよう、建物の高さを可能な限り低くするよう配慮するとともに、計画施設の稼働後には平成 23 年 2 月に実施した気温調査と同内容の調査を実施します。</p>

表 1-2(11) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
4	<p>2.</p> <p>東日本大震災以降地震規模の見直しが行われ、南海トラフ地震では従来の想定 M8 をはるかに超える M9 クラスも予測されている。</p> <p>焼却炉・排ガス処理設備等の損傷、想定外の爆発など事故時の近隣環境への影響を十分に検討してほしい。</p>	<p>今後の事業計画においては、災害に対して十分な配慮を行うべき施設であることを認識し、発生が予想される南海トラフ地震に備え、設計、施工、運営管理の各段階において最大限の対応を図ります。加えて、想定を超える災害に対しては、災害時の被害を最小化するための減災対策を行います。また、二次災害の防止にも配慮します。</p> <p>計画施設の耐震設計については、法令等で規定される各種の基準を遵守するだけでなく、最新の技術やシステムを導入して一層の安全・安心を確保していきます。</p> <p>具体的な対策例としては、以下のような技術、システムがあり、導入を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の振動加速度を感知した際のプラント自動緊急停止システムの導入 ・ごみピットなどでの自動消火システムの導入 ・故障時にも安全側にバルブ、ダンパが作動するメカニズムの採用 ・停電時にも施設の立ち上げが可能となる非常用発電機の設置 ・断水に備えた受水槽の余裕分の確保、節水型設備の採用、予備貯留槽の設置、井戸の設置（非常用） ・危険物貯蔵施設対策（避難路に影響がない位置での設置、消火活動が効率よくできるような設計など） <p>また、施設の稼働に際しては、国、県の防災計画の動向を注視しつつ、事故・災害時における周辺環境への影響についても考慮したうえで、防災・減災マニュアルを策定し、事故・災害時を想定した訓練を実施します。</p>

表 1-2(12) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
4	<p>3.</p> <p>柏市、東京等では平坦地にごみ焼却炉が建設され、煙突高さは100m～150mであるが、糞窪は傾斜地であるにも拘わらず、煙突高さが59mで設計されているため、既存の稼働炉に比べて近隣地区の排出ガスの被害がはるかに大きい。</p> <p>航空法の規制、局地風の発生、地震事故時等の被害が懸念される民家に近い糞窪はごみ焼却炉の建設に適しているとはいえない。</p> <p>富士市はこれらの懸念のない民家から充分離れた地域に恵まれているので、事業予定地の再考をしてほしい。</p>	<p>計画施設の煙突高さ59mは、排出ガスの拡散の効果と景観配慮の観点等を含め総合的に考慮して計画したものです。</p> <p>準備書での大気質に係る予測・評価は煙突高を59mとし、局地風の存在も踏まえたうえで実施し、環境保全目標を下回っています。</p> <p>なお、事業予定地は、富士市議会ごみ処理施設建設特別委員会において公平かつ慎重に審議が行われ、平成15年9月の特別委員会において、住民の合意形成を前提に承認されたものであり、他の候補地に比べ、市中心部に位置するため収集効率が優れており、ごみ収集車両の搬入出にあたり新東名高速道路の側道が利用できることや、地盤が岩盤で防災面での安全性が高い等の優位性があります。</p>

表 1-2(13) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
5	<p>植物への影響評価データについて公表願う。</p> <p>現焼却場の半径 500 メートル、1000 メートルについて農作物の有害物質濃度及び 500 メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壤汚染濃度のデータを公表してほしい。</p> <p>その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。</p>	<p>農作物の有害物質濃度について、平成 20 年度に現環境クリーンセンター周辺で生茶葉中のダイオキシン類の測定を実施しました。現環境クリーンセンターから 500 メートル以内での測定結果は、国内の生茶葉中のダイオキシン類調査結果(注 1)の範囲(0.0058～0.71 pg-TEQ/g-wet)内の値でした。</p> <p>また、土壤中のダイオキシン類については、平成 20 年度のダイオキシン類調査報告書(注 2)によると、現環境クリーンセンター隣接地で実施しており、その数値は、5.7pg-TEQ/g で、環境基準(1000pg-TEQ/g)を下回っていました。</p> <p>なお、施設稼働時における事後調査・環境監視計画では、計画施設から排出される重金属・ダイオキシン類などについての調査・監視を行い、これらの結果はすべて公表いたします。</p> <p>注 1:平成 17 年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類実態調査(平成 18 年 10 月環境省・農林水産省公表)</p> <p>注 2:平成 20 年度現環境クリーンセンター周辺のダイオキシン類調査報告書(平成 21 年 3 月富士市)</p>

表 1-2(14) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
6	<p>環境アセスメントで立体的な大気汚染、風の動きについて調査をお願いしたい。</p> <p>現在新東名高速道路側道の交通量はすごく、新東名高速道路の交通量も増えた。これにパッカー車や事業者の車など、交通量が増えた時の大気汚染が心配である。</p>	<p>今回の準備書では、住民の皆様のご意見を取り入れ、大気質の予測については、出来るだけ正確な結果が得られるよう傾斜地等の地形を考慮した年平均予測を行っています。</p> <p>また、意見書 No.4 での見解にも示しましたとおり、新東名高速道路の盛土による気流の影響を把握するための、3 地点（事業予定地北西側、新東名高速道路側道沿（糞窪水源地）、一色7組（山ノ川広場））での気温調査に加え、地形をより詳細に3次元モデル化した局地排煙拡散シミュレーションや局地風についても予測・評価を行っています。</p> <p>さらに、新東名高速道路の開通後にも大気質、騒音調査を実施するとともに、新東名高速道路側道沿での予測・評価も行っています。</p> <p>予測の結果、新東名高速道路北側側道における、資材等の運搬や廃棄物運搬車両の運行に伴う大気質の予測濃度は、他の予測地点と同程度となり、環境保全目標を下回っていません。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、資材等運搬車両や廃棄物運搬車両の搬入ルート分散化に努めること、低公害車の積極的導入の指導、検討を行うこと、暖機運転(アイドリング)をしないよう運転者への指導を徹底することなどにより大気質への影響の低減に努めます。</p>

表 1-2(15) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
7	<p>巨大地震を考えれば爆発すれば危険な物を民家の近くに置いてはいけない。</p> <p>現在の予定地の中でも廃棄物埋立地の上にリサイクルセンター、管理棟、計量棟、駐車場が計画され、焼却施設本体も盛土の上に計画されている。</p> <p>排出ガス対策は6項目しかなく、他の毒ガスは無視されている。</p>	<p>災害に対する対応については、意見書 No. 4. 2 での見解をご参照ください。</p> <p>造成設計における防災・減災対策として、大規模地震を想定した設計時の安定計算を実施するとともに、想定以上の地震が発生した場合、盛土部分がどのように崩壊するか検討し、崩壊が生じてもダメージが最小化できるような施設配置とします。</p> <p>さらに、盛土部分の排水対策を実施し、盛土の安定性を確保するとともに、地質調査結果等を用いて地盤の沈下の検討を行い、必要な対策を実施します。</p> <p>大気質の予測で対象とした6項目は、「静岡県環境影響評価条例」、「静岡県環境影響評価技術指針」に基づき策定した「富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価調査実施計画書」（調査区域拡大版）に基づき選定したものです。</p> <p>なお、排出ガスについて、施設の稼働時には、予測・評価の条件及び数値の確認のため、事後調査（6項目）を実施しますが、これに加えて、その他の項目（カドミウム、鉛及び砒素）についても調査し、環境監視を実施していく予定です。</p>

表 1-2(16) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
8	<p>平成 14 年に焼却炉はなるべく遠くへ造り、排出ガスは薄められた形にして拡散させる事が究極の選択であろうという事を述べたが、今も全く同じ気持ちである。</p> <p>糞窟は地形が滝ツボのような所で、排出ガス中の空気より重い物は低い所に溜り、風の流れて下方へ送られる。</p> <p>思い切って建設予定地を変えるべき。</p> <p>平成 21 年には微小粒子状物質、PM2.5 に係る環境基準が告示された。今の単なる量的規制のみの段階から今後は各物質ごとの規制値が出されるはずとの専門家の解説と共に、はっきりと焼却炉が問題であるとの論調もよく目にするようになった。</p> <p>炉を 3 基造るのになぜ平成 30 年までかかるのか。市の土地を使うつもりで今すぐ取りかかれば平成 28 年くらいには稼働できるのではないか。</p>	<p>大気質で予測した二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオキシン類については、予測の結果、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされている環境基準値等を下回っております。</p> <p>計画施設では、排出ガス濃度に関し、国の法令等による基準と同等以上の厳しい自主規制値を設定しており、それを達成するため、集じん器（バグフィルタ）等の排ガス処理装置を取り付けることとしております。</p> <p>なお、施設周辺の大気質について、住民の皆様が安心できるよう、事後調査、環境監視を行います。</p> <p>北風の場合、地形に沿って傾斜を下っていく風向ではありますが、計画施設での排出ガス吐出速度（22.52m/s）が大きく、全体的な排煙の流れは上昇したのち南側に流れると予測され、糞窟では、地形による影響によって排出ガス着地濃度が他の地域に比べ高濃度となるものではありませんでした。</p> <p>建設予定地については、意見書No. 4.3での見解をご参照ください。</p> <p>PM2.5については、意見書No. 2 6-4での見解をご参照ください。</p> <p>事業の実施に際しては、住民の皆様のご意見を聴きながら環境影響評価、都市計画決定等の各種手続を実施し、工事発注手続など必要な準備期間を踏まえ、事業全体のスケジュールを定めています。スケジュールの全体構成は、準備期間（約2.5年）、敷地の造成工事（約1.5年）、プラント・建設工事（約4.5年）を見込んでおり、約7年間を要します。</p>